

○筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程

平成28年3月24日  
法人規程第31号

筑波大学アーカイブズの組織及び運営等に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号。）第46条の5の規定に基づき、アーカイブズの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づき歴史公文書等の移管を受け入れるとともに、筑波大学（以下「本学」という。）に関する資料を収集、整理及び保存し、それらに関する調査研究並びに教育を行い、学生、職員その他広く一般の利用に供することにより、本学の円滑な管理運営とアーカイブズ学等関連諸学の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 アーカイブズは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法に基づく歴史公文書等の保管、評価選別、移管及びそれらに関する調査研究
- (2) 法に基づく特定歴史公文書等の整理、保存、公開及びそれらに関する調査研究並びに教育
- (3) 本学に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究
- (4) 保存資料その他を用いた本学の歴史に関する調査研究及び教育
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な研修会の実施等の業務

(組織)

第4条 アーカイブズに大学教員その他必要な職員を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、アーカイブズに研究員又は調査員を置くことができる。

(運営委員会)

第5条 アーカイブズに、アーカイブズの管理運営に関する重要事項を審議するため、筑波大学アーカイブズ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) その他アーカイブズの運営に関する重要なこと

- 3 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) アーカイブズの大学教員のうちから館長が指名する者 10人以内
- (3) その他館長が必要と認める者 若干人

- 4 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日

の属する年度の翌年度の末日とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前2項の委員は再任されることができる。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、前条第3項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項について調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 アーカイブズに関する事務は、総務部総務課が処理する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、アーカイブズの組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。